

浜松市週休２日制工事（水道工事）実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において費用を適切に計上し、週休２日を確保する工事（以下、「週休２日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第２条 「週休２日制工事」の対象は、主に水道事業実務必携により積算する水道施設等の工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- （１）当初設計金額４００万円以下の工事
- （２）施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事
- （３）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- （４）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

なお、（４）により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（用語の定義）

第３条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

（１）週休２日

対象期間において、４週８休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

（２）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（３）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。（資材置場への資材搬入は現場管理上必要な作業にはあたらないため、現場閉所日とはならない。）

（４）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が２８．５％以上の場合を４週８休以上とする。

（５）週単位（完全週休２日）の週休２日

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間

以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(発注)

第4条 発注者指定方式により発注する。

発注者指定方式

週単位（完全週休2日）の週休2日の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(実施方法)

第5条 週休2日制工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着工日までに現場閉所計画表（別紙2を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、工事完工後すみやかに、週休2日の状況が分かる書類（現場閉所確認表や工事記録簿等）を発注者へ提出する。
- (4) 発注者は、受注者から提出された書類について、現場閉所日の取得状況の確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所日の取得状況に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- (5) 上記取組実施内容については、入札公告等で掲示する特記仕様書に明記する。

(費用の計上)

第6条 別に定める「浜松市週休2日制工事（水道工事）の積算について」に基づき、費用の計上を行うものとする。

(入札公告)

第7条 発注者は、週休2日制工事を実施する場合、入札公告において「週休2日を確保する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年５月１日から施行する。

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

この要領は、令和６年１０月４日から施行する。

この要領は、令和７年７月１日から施行する。

この要領は、令和７年１０月３日から施行する。